

令和 2 年

第 3 回美濃市議会定例会会議録

令和 2 年 6 月 5 日 開会

令和 2 年 6 月 26 日 閉会

美 濃 市 議 会

令和2年第3回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月5日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の上程	5
議案の説明	
承第8号(総務部長 瀬瀬敬久君)	5
承第9号・承第10号・承第11号(民生部長(福祉事務所長) 西部芳秀君)	6
休憩	8
再開	8
質疑	8
委員会付託省略(承第8号から承第11号まで)	8
討論	8
議案の採決	8
議案の上程	9
議案の説明	
議第37号・議第44号(総務部長 瀬瀬敬久君)	9
議第38号・議第40号・議第42号・議第43号 (民生部長(福祉事務所長) 西部芳秀君)	10
議第39号(美濃病院事務局長 林 信一君)	12
議第41号(教育次長 井上博司君)	13
議案の上程	14
議案の説明	
議第45号・議第46号・議第47号・議第48号・議第49号・議第50号 議第51号・議第52号・議第53号・議第54号・議第55号・議第56号 (市長 武藤鉄弘君)	14

休憩	16
再開	16
質疑	16
委員会付託省略（議第45号から議第56号まで）	16
討論	16
議案の採決	16
休会期間の決定	18
散会の宣告	18
会議録署名議員	19

第 2 号 （6月18日）

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者	21
職務のため出席した事務局職員	22
開議の宣告	23
会議録署名議員の指名	23
議第37号から議第44号まで	23
市政に対する一般質問	23
1 古田 豊議員	23
1. 新型コロナウイルス感染症対策について	23
① 市民への情報提供と感染症対策についてはどのようなか。	
② 市民の暮らしを守るための食糧の自給体制の必要性についてはどのように考えるか。	
2 服部光由議員	30
1. 新型コロナウイルス感染症対策について	30
① 今後、第2波、第3波も予想される中、感染予防対策やまん延予防対策はどのように考えておられるか。	
休憩	33
再開	34
3 永田知子議員	34
1. 新型コロナウイルス感染症対策について	34
① 市内の介護保険施設やサービス事業所ではどのような感染予防対策が行われているのか。	

② 市が管理する福祉施設ではどのような感染予防を行っているのか。	
③ 予防資材の介護保険施設等への支援の状況はどうか。	
2. 新型コロナウイルス感染症拡大予防に係る必要物資の斡旋について ……………	38
① まとまった枚数のマスクを購入することが難しい時期に販売が可能になった経緯と、販売枚数はどのようなようであったのか。	
② 今回の成果を踏まえ、物資を斡旋することについてどのように考えるか。	
委員会付託（議第37号から議第44号まで） ……………	42
休会期間の決定 ……………	42
散会の宣告 ……………	42
会議録署名議員 ……………	43

第 3 号 （6月26日）

議事日程 ……………	45
本日の会議に付した事件 ……………	45
出席議員 ……………	45
欠席議員 ……………	45
説明のため出席した者 ……………	45
職務のため出席した事務局職員 ……………	46
開議の宣告 ……………	47
会議録署名議員の指名 ……………	47
議案の上程 ……………	47
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 豊澤正信君 ……………	47
民生教育常任委員会委員長 永田知子君 ……………	48
委員長報告に対する質疑 ……………	49
討論 ……………	49
議案の採決 ……………	49
休憩 ……………	50
再開 ……………	50
議案の上程 ……………	50
議案の説明	
議第57号（総務部長 瀬瀬敬久君） ……………	50
休憩 ……………	51
再開 ……………	51
質疑 ……………	51
委員会付託省略（議第57号） ……………	52

討論	52
議案の採決	52
閉会の宣告	52
市長挨拶	52
会議録署名議員	55
総務産業建設常任委員会審査報告書	56
民生教育常任委員会審査報告書	56

- 1、美濃市農業委員会委員の任命について
- 1、美濃市農業委員会委員の任命について
- 1、美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 1、美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和 2 年 6 月 5 日

令和 2 年第 3 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 6 月 5 日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 承第 8 号 専決処分の承認について
令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
 - 第 4 承第 9 号 専決処分の承認について
美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
 - 第 5 承第 10 号 専決処分の承認について
美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 第 6 承第 11 号 専決処分の承認について
美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
 - 第 7 議第 37 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
 - 第 8 議第 38 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 第 9 議第 39 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
 - 第 10 議第 40 号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例について
 - 第 11 議第 41 号 美濃市文化財保護条例の一部を改正する条例について
 - 第 12 議第 42 号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 第 13 議第 43 号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
 - 第 14 議第 44 号 市有財産の無償貸与について
 - 第 15 議第 45 号 美濃市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることについて
 - 第 16 議第 46 号 美濃市農業委員会委員の任命について
 - 第 17 議第 47 号 美濃市農業委員会委員の任命について
 - 第 18 議第 48 号 美濃市農業委員会委員の任命について
 - 第 19 議第 49 号 美濃市農業委員会委員の任命について
 - 第 20 議第 50 号 美濃市農業委員会委員の任命について
 - 第 21 議第 51 号 美濃市農業委員会委員の任命について
 - 第 22 議第 52 号 美濃市農業委員会委員の任命について
 - 第 23 議第 53 号 美濃市農業委員会委員の任命について
 - 第 24 議第 54 号 美濃市農業委員会委員の任命について
 - 第 25 議第 55 号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 第 26 議第 56 号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

第1から第26までの各事件

出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	篠 田 博 史 君
教 育 次 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長・ 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	村 井 和 仁 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	澤 村 浩	議 会 事 務 局 次 長	辻 美 鶴
議 会 事 務 局 議 事 調 査 係 長	平 田 純 也		

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第3回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

どうか慎重に審議を賜りますよう、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

市長挨拶

○議長（辻 文男君） 開会に先立ち、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第3回美濃市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃より市政進展のため、議員活動に御尽力されていることに対し、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大により国の緊急事態宣言が発せられてから、市民の皆様には不要不急の外出の自粛、飲食店の休業や営業時間の短縮、スーパーでの3密にならないようにする取組や河川敷でのバーベキューの自粛など、様々な形で御協力いただきました。この場をお借りしお礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

5月14日の国の緊急事態宣言の解除を受けて、市では段階的に公共施設の使用制限の緩和、美濃和紙の里会館などの観光施設の再開を進め、民間事業者につきましても、休業要請の解除をしてまいりました。

5月15日には、岐阜県知事から「「オール岐阜」でコロナ社会を生き抜きましょう！」としてメッセージが発せられました。その中で、新型コロナウイルスと共存する新たな日常を生き抜くために、人との距離の確保、マスクの着用、手洗いを新しい習慣として身につけることや、感染リスクが高い3つの密を避けることなどが伝えられたところでもあります。市といたしましても知事のメッセージを基本に、新しい生活様式の啓発を続けているところでございます。

また、この間、市では、市民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金の支給、4月28日以降に生まれた子供へのお祝い金の支給、家計が急変した高校生・大学生への支援、小・中学生の栄養を考えたお弁当の販売、プレミアム付商品券の販売やお得な宿泊・会食プランの提供、小規模事業者などの事業継続や再開に向けての支援策など、様々な取組を開始したところでもあります。

特別定額給付金につきましては、5月1日からオンライン申請を開始し、5月8日からは郵送による申請を随時開始したところでもあります。市内8,191世帯に申請書を送付し、6月4日現在の数字でございますが、7,869世帯、96.1%から申請書を受け取り、7,567世帯、

92.4%へ振込を完了したところであります。

家計が急変した高校生・大学生への支援につきましては、5月25日から申請の受け付けを開始し、6月4日現在で、給付金については高校生93名、大学生174名から、家賃補助については143名から申請を受け付け、本日、第1回目として振り込む予定としております。

さらに事業の再開や事業継続に向けて多数の相談が寄せられており、商工会議所と連携しながら適切に早期に対応しているところでございます。

さきにもお話をしたように、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありませんので、第2波への備えは必要であります。このウイルスと共存する社会の中で、社会経済活動を早期に再開し、感染防止と両立させながら経済の立て直しを図っていかねばならないと考えております。

そのため、まずは各店舗が感染防止対策を行いながら安心して利用していただけるよう、感染防止のための施設整備や備品の購入費などに4分の3を補助し、営業再開を目指していただくとともに、宴会、旅行、土産品など、外出自粛による影響が最も大きい観光業への支援として、お得な宿泊・会食応援プランを実施したところであります。市内外の多くの皆様の御活用をお願いしたいと思っております。

さて、本日定例会に提出いたします議案は、専決処分が4件、補正予算が3件、条例制定が1件、条例の改正が3件、人事案件が11件、その他が2件の合計24件でございます。議案の内容につきましては、後ほど説明を申し上げますが、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

開会・開議の宣告

○議長（辻 文男君） ただいまから令和2年第3回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

開会 午前10時07分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（辻 文男君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長からさきに配付した報第2号、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越計算書の報告、報第3号、地方自治法第243条の3第2項の規定による美濃市土地開発公社の経営状況説明書類の提出がありましたので、御承知をお願いいたします。

また、報第4号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げましたとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 梅村辰郎君、6番 永田知子君の両名を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（辻 文男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から6月26日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から6月26日までの22日間と決定いたしました。

第3 承第8号から第6 承第11号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 日程第3、承第8号から日程第6、承第11号までの4案件について議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

初めに、承第8号について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第8号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の4ページをお開きください。

専第8号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第2号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月15日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策と市内事業者等の経済活動を支援するための事業に、早急に着手するため補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,284万6,000円を追加し、補正後の予算総額を131億5,068万1,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、5ページ、6ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明を申し上げますので、7ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして御説明を申し上げます。

3款 民生費は690万円を増額し、30億4,359万4,000円とするもので、内訳は、社会福祉

施設等従事者慰労事業450万円は社会福祉施設等従事者に慰労品を送る経費で、子育て特別応援金給付事業240万円は、4月28日以降に出生した子供への給付金でございます。

4款 衛生費につきましては408万6,000円を増額し、7億9,796万1,000円とするもので、内訳は、感染症予防対策事業408万6,000円で、消毒液、非接触温度計、マスク等購入費でございます。

6款 農林水産業費につきましては152万円を増額し、3億8,474万7,000円とするもので、内訳は、県産花き利用拡大支援事業152万円で、花卉生産者を支援するとともに、公共施設の花飾りを行う経費でございます。

7款 商工費は1億1,600万円を増額し、4億9,281万6,000円とするもので、内訳は、事業者向け家賃等支援事業1,000万円、事業継続応援事業200万円、プレミアム付商品券発行事業4,900万円、宿泊・会食等応援キャンペーン事業3,500万円、事業再開応援事業2,000万円などで、市内事業者等を支援するための補助金等でございます。

9款 消防費は764万円を増額し、4億8,670万8,000円とするもので、内訳は、防災資機材整備事業764万円で、災害時の避難所における感染防止用備品等購入費でございます。

10款 教育費は4,670万円を増額し、11億3,462万7,000円とするもので、内訳は、家計急変学生等支援事業4,670万円で、高校生・大学生の経済的な支援を行う助成金でございます。

以上、補正いたしました総額1億8,284万6,000円の財源は、全て一般財源で財政調整基金繰入金でございます。

8ページ以降につきましては、説明を省略させていただきまして、以上で承第8号 専決処分の承認についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 文男君） 次に、承第9号、承第10号、承第11号の3案件について、民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第9号、承第10号、承第11号の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

赤スタンプ1番、議案集の13、14ページと、赤スタンプ2番、議案説明資料1ページ、2ページを御覧ください。

専第9号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年5月15日に専決処分をいたしました。

現在、寄附の申出が寄せられていることに応え、新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大防止及び市民生活の支援に要する経費に充てるため、市民等の皆様からの寄附金を原資とする美濃市感染症対策基金を設立するものです。

寄附の方法は、一般寄附のほか、ふるさと納税の応援メニューに感染症対策に関する事項を追加し、対応するものです。

この改正条例の施行日につきましては、公布の日と定めるものでございます。

これで、承第9号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承第10号及び承第11号につきましては、令和2年5月20日に専決処分をいたしました。

まず最初に、議案集15ページから17ページ、議案説明資料の3ページから5ページを御覧ください。

専第10号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、議案説明資料の3ページで御説明申し上げます。

本年、4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づいて、感染症の影響により生計維持者でお亡くなりになられた方、病状の重い方、事業所得等が一定程度下がった方に対して国民健康保険の保険税の減免と、本年2月1日までに遡って申請ができる規定を設けたものでございます。

次のページでございますが、今回の改正は、特例的な規定としてこの減免規定を附則に追加するもので、本条文の改正はございません。

附則第14項では、具体的に主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯であって、前年より収入が3割以上減となる見込みであること、合計所得金額が1,000万円以下であること、減少が見込まれる者以外の所得が400万円以下であること、この3つの要件を満たした方で、所得に応じた減免割合等を用い算出した保険税額が減額されます。

附則第15項からは、減免を受けようとする方の申請手続について定めております。

また、この改正条例の施行日については、公布の日と定めるものでございます。

これで承第10号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、専第11号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の18ページから20ページ、議案説明資料の6ページから8ページを御覧ください。

専第11号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について、国保税条例の改正と同様、令和2年5月20日に専決処分をいたしました。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の減免を、本年2月1日まで遡って申請ができる規定を設けたもので、先ほどの国保税条例の改正と同様、附則に追加するものでございます。

議案説明資料の新旧対照表の7ページで御説明申し上げます。

附則第8条第1項第2号では、主たる生計維持者の収入の減収が見込まれる世帯の第1号被保険者で3割以上減となること。次のページで、400万円以下であること。国保の場合より1つ少ない2つの要件を満たした方で、減免割合等を用い算出した保険料が減額されます。

第2項からは、減免を受けようとする方の申請手続について定めております。

また、この改正条例の施行日につきましては、公布の日と定めるものでございます。

これで承第11号の説明を終わります。

以上で、承第9号、10号、11号の専決処分の説明を終わります。何とぞ御理解を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻 文男君） 以上で4案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の4案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の4案件につ
いては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、承第8号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、承第8号はこれを承認することに決定
いたしました。

次に、承第9号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、承第9号はこれを承認することに決定
いたしました。

次に、承第10号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、承第10号はこれを承認することに決定
いたしました。

次に、承第11号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、承第11号はこれを承認することに決定いたしました。

第7 議第37号から第14 議第44号まで（提案説明）

○議長（辻 文男君） 日程第7、議第37号から日程第14、議第44号までの8案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第37号、議第44号の2案件について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、議第37号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の22ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,775万8,000円を増額して、補正後の予算の総額を133億3,843万9,000円にするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、23ページ、24ページの「第1表 歳入歳出補正予算」のとおりでございます。

それでは、補正に内容につきまして御説明いたしますので、26ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入も併せて御説明申し上げます。

3款 民生費は6,247万円を増額し、補正後の額を31億606万4,000円とするもので、内訳は、（仮称）市民わくわくふれあいセンター施設管理経費6,247万円で、（仮称）市民わくわくふれあいセンターの施設管理委託料及び備品購入費などでございます。財源は、その他でわくわくふれあい施設整備基金繰入金5,218万6,000円、一般財源1,028万4,000円でございます。

4款 衛生費は2,701万1,000円を増額し、補正後の額を8億2,497万2,000円とするもので、内訳は、保健センター施設管理経費396万3,000円、美濃病院の新型コロナウイルス感染症対策事業に対する病院事業会計補助金2,304万8,000円でございます。財源は、その他で市民わくわくふれあいセンター施設整備繰入金297万3,000円、一般財源が2,403万8,000円でございます。

6款 農林水産業費は107万円を増額し、補正後の額を3億8,581万7,000円とするものです。内訳は、元気な農業産地構造改革支援事業107万円で、財源は全て県支出金でございます。

8款 土木費は2,300万円を増額し、補正後の額を28億7,322万7,000円とするもので、内訳は、（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設事業2,300万円で、財源は、その他で市民わくわくふれあい施設整備基金繰入金2,300万円でございます。

10款 教育費は7,420万7,000円を増額し、補正後の額を12億883万4,000円とするもので、

内訳は、小学校情報機器整備事業5,472万5,000円と中学校情報機器整備事業2,943万7,000円は、児童・生徒用のパソコン購入費でございます。ツアー・オブ・ジャパン開催補助経費は中止に伴い1,100万円の減額、学校給食センター施設管理経費104万5,000円は備品購入費でございます。財源は、国庫支出金4,311万円、その他は、ふるさと美濃応援団うだつ基金繰入金を500万円減額し、一般財源が3,609万7,000円でございます。

以上、今回の補正総額は1億8,775万8,000円で、財源は、国県支出金4,418万円、その他財源7,315万9,000円、一般財源7,041万9,000円で、一般財源は全て繰越金でございます。

なお、27ページ以降の説明は省略させていただきます、以上で議第37号の説明を終わります。

続きまして、議第44号 市有財産の無償貸付につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の64ページをお開きください。

市有財産の無償貸付につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして議会の議決が必要となります。貸付財産は、旧須田万右衛門邸で、所在は、美濃市字殿町1411番、構造は、木造瓦ぶき2階建ての居宅1棟、木造瓦ぶき平家建ての居宅1棟、土蔵造り瓦ぶき2階建ての倉庫1棟の計3棟で、延べ床面積は449.89平方メートルでございます。

貸付けの目的は、市有財産である歴史的建造物を民間活力により歴史・文化を継承しつつ、観光産業の振興、地域のにぎわいの創出を図るための施設、主に宿泊施設として利活用するためでございます。

貸付けの相手方は、みのまちや株式会社、代表取締役 辻晃一、貸付期間は、契約の日から10年間としております。

以上で、議第37号、議第44号の説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（辻 文男君） 次に、議第38号、議第40号、議第42号、議第43号の4案件について、民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） それでは、まず最初に、議第38号 令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集34ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ250万円を追加し、補正後の総額を21億8,427万9,000円とするものでございます。

36ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入も併せて御説明いたします。

歳出の6款 諸支出金に250万円を増額するもので、介護給付費交付金のうち、社会保険診療報酬支払基金交付金の確定に伴う償還金でございます。財源内訳は、その他財源で、全て繰越金でございます。

37ページ以降の説明は省略させていただきます、議第38号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第40号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の53ページから59ページ、赤スタンプ2番の議案説明資料の9ページから14ページを御覧ください。

昨年度から（仮称）市民わくわくふれあいセンターとして建設を進めてまいりました。乳幼児から高齢者までの多世代交流等の拠点として、市民の健康増進、福祉の向上及び文化の普及振興を図り、もって活力あるまちづくりに寄与するため、美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

制定内容につきましては、議案集の53ページから59ページの条文で要点を御説明申し上げます。

まず初めに、第1条、第2条は、条例制定の趣旨と施設の設置について規定しております。冒頭に申し上げました内容でございます。

第3条、名称は、美濃市健康文化交流センター、位置は、美濃市2423番地1。

第4条、交流センターの事業内容は、多世代の交流促進、児童の健全な遊び、次のページに行きますが、高齢者の教養の向上及びレクリエーション等、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進、学習、会議及び集会等、文化の普及振興、各種福祉事業の活動の場の提供、そのほか市長が認める事業に関することなどを行います。

第5条、第6条は、指定管理者による管理と業務で、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるものでございます。

第7条は、施設内の構成として、会議室をはじめ多目的ホール、軽体操室、娯楽コーナー、談話コーナー、交流ラウンジ、児童ルーム、調理室、次のページへ行きまして、多目的室、シャワー室といったものがあり、第8条、第9条は、開館時間と休館日を規定しております。

第10条から13条までは、利用等の許可や取消し、譲渡等の禁止などで、利用料金につきましては、58ページから59ページの別表のとおり規定しております。

14条から18条につきましては省略しまして、19条では、この条例の委任について定めております。

附則第1条は、施行期日を令和3年4月1日とし、指定管理者の指定手続を、また附則第2条は、施行期日前でも準備行為として一部の業務ができるよう規定し、附則第3条では、交流センターに入る保健センターの住所の改正と、従来の美濃市保健センター条例に、第4条、開所時間と、第5条、休日を追加し、一部改正をしております。

附則第4条から8条は、集約される個別施設の設置及び管理条例を廃止する規定等がございます。

以上で、議第40号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第42号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案集の62ページと、議案説明資料の15、16ページを御覧ください。

議案説明資料の15ページで御説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

今回の改正は、放課後児童支援員認定資格研修について、その実施者を都道府県知事や政令指定都市の長に加え、中核市の長も実施できるとされたことによる改正でございます。

放課後指導支援員は、保育、教育、福祉の様々な経験や資格を有する者で、この研修を修了した者でなければならないとされています。

研修の実施者に人口20万以上の中核都市の長が追加され、今後、本市の留守家庭児童教室指導員を希望される方の受講の機会も増え、多くの人材育成が図られるものでございます。

議案集62ページの附則では、この改正条例の施行日につきまして、公布の日からと定めるものでございます。

これで議第42号の説明を終わります。

次に、議第43号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の63ページと、議案説明資料の17ページを御覧ください。

議案説明資料で御説明いたします。

介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減がなされたものでございます。

主な改正内容は、保険料を基準額から求める際の割合が下がることで年額保険料が変わり、9段階ある保険料の最も安い第1段階の被保険者保険料の年額「2万4,300円」が「1万9,440円」に、次の第2段階の保険料は「3万5,640円」が「3万2,400円」に引き下げられるものでございます。この2つの段階の対象者は約1,500人お見えになります。

議案集63ページの附則では、第1項で施行日を公布の日からと定め、第2項では、経過措置として、改正後の美濃市介護保険条例は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。

これで議第43号の説明を終わらせていただきます。

以上で、民生部に関する議案説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（辻 文男君） 次に、議第39号について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第39号 令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、補正予算書の40、41ページをお開きください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第1款 病院事業収益、支出の第1款 病院事業費用の既決予定額にそれぞれ273

万7,000円を増額し、補正後の額を病院事業収益26億3,753万8,000円、病院事業費用27億8,457万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策のための必要な資機材等を整備するもので、支出の第1項 医業費用で个人防护具セット、空気清浄機、ベルトパーティションなどを購入するものでございます。

収入は、第2項 医業外収益で一般会計からの補助金でございます。

第3条は、予算第4条で定めております資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第1款 資本的収入の既決予定額を4,941万1,000円増額、補正後の額を1億9,400万8,000円とし、支出の第1款 資本的支出の既決予定額に4,947万1,000円を増額、補正後の額を4億7,358万2,000円とするものでございます。

この内容は、支出の第1項 建設改良費で、老朽化に伴うエックス線透視診断装置の購入、また新型コロナウイルス感染症対策のための人工呼吸器等資機材の購入及び発熱外来診察室整備工事でございます。

収入では、第2項 企業債で、エックス線透視診断装置購入による2,910万円、第3項 補助金で、新型コロナウイルス感染症対策としての一般会計からの補助金2,031万1,000円でございます。

なお、この補正に伴い、予算第4条本文括弧書きの資本的収支において不足する額及びその補填財源を記載のとおり改めるものでございます。

第4条は、予算第9条に定めた重要な資産の取得について、この表に記載の医療機器を追加するものでございます。

42ページに移りまして、第5条は、企業債に関し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、この表のとおり定めるものであります。

43ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第39号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 文男君） 次に、議第41号について、教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第41号 美濃市文化財保護条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の60ページ、赤スタンプ2の議案説明資料の12ページからを御覧ください。

改正の趣旨でございますが、教育委員会が進めております美濃市文化財保護活用計画の策定に伴い、市文化財保護条例で定める市内の文化財保護に関する諮問機関である文化財保護委員会を文化財保護法に基づく文化財保護審議会とするために所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容としましては、諮問機関に関することを規定しております第3章中、「文化

財保護委員会」を「文化財保護審議会」に改めるもので、また19条では、文化財保護審議会の任務を文化財保護法に準じて改めるものでございます。

また、美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表中、「文化財保護委員」を「文化財保護審議会委員」に改めるものでございます。

施行期日は、令和2年7月1日とするものでございます。

以上で、議第41号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

第15 議第45号から第26 議第56号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 次に、日程第15、議第45号から日程第26、議第56号までの12案件について一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第45号、議第46号、議第47号、議第48号、議第49号、議第50号、議第51号、議第52号、議第53号、議第54号、議第55号、議第56号の12案件について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第45号から御説明を申し上げます。

赤スタンプ1の65ページをお開きください。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定によりまして、委員に占める認定農業者等の割合を4分の1以上とすることについて、議会の同意をお願いするものでございます。

具体的には、現在の農業委員の任期が本年7月19日をもって満了となるため、同法第9条の規定により、次期委員について推薦及び募集を行いました。2月14日から3月12日までの期間に、定数と同数の9名の推薦及び応募があり、9名のうち認定農業者が1名と認定農業者と農業を営む親族が2名でありました。

同法第8条第5項の規定によりまして、認定農業者が委員の過半数を占めなければならないとされており、これを満たしていないことから、同項ただし書による例外規定を適用する必要があるため、議会の同意をお願いするものでございます。

以上で、議第45号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第46号から議第54号までの美濃市農業委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

議案集赤スタンプ1の66ページ以降を御覧ください。

この9議案につきましては、農業委員会等に関する法律第10条の規定により、現在の農業委員全ての方の任期が令和2年7月19日に満了になりますので、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする9名の方につきましては、議第46号、氏名は、渡辺基成さん、住所は、美濃市大矢田2322番地、生年月日は、昭和25年12月25日、任期は、令和2年7月20日から3年でございます。

67ページ、議第47号から74ページの議第54号までは、提案理由、任期は同じでございます

ので、氏名、住所、生年月日について御説明を申し上げます。

議第47号は、山口はつ子さん、住所は、美濃市1264番地3、生年月日は、昭和24年11月3日、認定農業者と農業を営む親族でございます。

続いて、議第48号は、猿渡清美さん、住所は、美濃市曾代481番地、生年月日は、昭和18年8月22日、認定農業者でございます。

議第49号は、丸茂幸治さん、住所は、美濃市保木脇591番地2、生年月日は、昭和25年6月26日でございます。

議第50号、大野正枝さん、住所は、美濃市片知1307番地、生年月日は、昭和24年11月13日でございます。

議第51号は、太田裕夫さん、住所は、美濃市上野308番地1、生年月日は、昭和22年1月8日でございます。

議第52号は、黒田均さん、住所は、美濃市大矢田673番地、生年月日は、昭和24年12月12日でございます。

議第53号は、高橋安治さん、住所は、美濃市極楽寺822番地1、生年月日は、昭和24年5月25日でございます。

議第54号は、笹本芳美さん、住所は、美濃市松森411番地4、生年月日は、昭和25年4月5日、認定農業者と農業を営む親族でございます。

9名のうち3名は認定農業者または認定農業者と農業を営む親族でございますので、議第45号の委員に占める農業者等の割合は4分の1以上を満たしております。

以上、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議第55号及び56号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

議案集赤スタンプ1の75ページ、76ページを御覧ください。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてお務めいただいております宮崎憲治さんと景山啓子さんのお二人の任期が、本年8月31日をもって満了となります。したがって、任期満了に伴う後任委員2名の選任につきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

議第55号の渡邊数忠さんは、住所は美濃市藍川12番地2、年齢は昭和33年9月2日生まれの61歳です。元関市職員で平成31年3月に定年退職された後、現在は中部学院大学の事務局にお勤めでございます。

渡邊さんは、長年関市職員として地方行政に携われ、在職中には税務課に勤務されるなど、地方自治及び税務行政に精通されており、また誠実なお人柄で人格、見識とも優れ、委員として適任でございます。

議第56号の景山啓子さんは、住所は美濃市神洞453番地1、年齢は昭和32年3月12日生まれの63歳で、平成29年9月から委員をお務めいただいております。

景山さんは、民生委員や青少年育成推進委員、保健推進委員を歴任され、現在は美濃商工

会議所女性部副会長を務められるなど、豊富な知識をお持ちであり、また誠実なお人柄であり、委員として適任でございます。

渡邊さんは宮崎さんの後任に、景山さんは引き続き御選任いたしたいと存じますので、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（辻 文男君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の12案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の12案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、議第45号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第45号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第46号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第46号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第47号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第47号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第48号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第48号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第49号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第49号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第50号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第50号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第51号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第51号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第52号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第52号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第53号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第53号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第54号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第54号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第55号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第55号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第56号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第56号は原案に同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から6月17日までの12日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から6月17日までの12日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については6月8日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（辻 文男君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月18日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午前11時06分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月5日

美濃市議会議長 辻 文 男

署 名 議 員 梅 村 辰 郎

署 名 議 員 永 田 知 子

令和 2 年 6 月 18 日

令和 2 年第 3 回美濃市議会定例会会議録（第 2 号）

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 2 年 6 月 18 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 37 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 3 議第 38 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議第 39 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議第 40 号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例について
- 第 6 議第 41 号 美濃市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 42 号 美濃市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 43 号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 44 号 市有財産の無償貸付について
- 第 10 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第 10 までの各事件

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	篠 田 博 史 君
教 育 次 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君

民生部参事	辻 幸子 君	参事兼 都市整備課長	島田 勝美 君
総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	村井 和仁 君	秘書課長	高橋 保雄 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤 村 浩	議会事務局次長	辻 美 鶴
議会事務局 議事調査係長	平 田 純 也		

開議の宣告

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。

なお、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 古田秀文君、8番 岡部忠敏君の両名を指名いたします。

第2 議第37号から第9 議第44号まで

○議長（辻 文男君） 日程第2、議第37号から日程第9、議第44号までの8案件を一括して議題といたします。

第10 市政に対する一般質問

○議長（辻 文男君） 日程第10、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

発言のお許しを頂きましたので、私は新型コロナウイルス感染症への対策について質問をしたいと思います。

今回、新型コロナウイルス感染症に対して緊急事態宣言が出されました。いまだかつてなかった全世界を巻き込んだ非常事態になってしまいました。予想もしていなかった新型コロナウイルス感染症に感染してお亡くなりになられた方には、心からお悔やみを申し上げたいと思います。また、入院や治療を受けておられる皆さんにも、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

このことに対して、今後どのように再発防止と責任を取っていかれるのかと問われた総理大臣は、今後においても国民の命と暮らしを最優先に考えて政策を打っていくということで

あります。恐らく地方自治体の首長も同じ決意であろうと思います。

そこで、国民の命を最優先に守るということが、今回の予想もしていなかった新型コロナウイルス感染症に対して適切にできていたのかという反省点もあると思われまので、今後、第2波、第3波感染が起こった場合にきちんと生かして行ってほしいと思います。国や県には頭のよい人がたくさんおられて、前向きなすばらしい政策もたくさん立案していただきますが、ややもすると的外れであったり、国民の気持ちとずれていたり、国民の要望どおりにならないことがたくさんあります。それは、大多数が暮らす地域社会や弱い立場にある国民の気持ちに直接に触れていないために、本当の国民の気持ちが分かっていないからだだと思います。最先端で国民に直接お会いしたり意見を聞いたりできる立場にある各市町村の首長であったり各市町村の議員のほうが、市民・国民に直接お会いしたり直接お話ししたりしているから、国民の気持ちが一番よく理解できていると思います。今回の新型コロナウイルス感染症においても、いろんなことがあったり、いろんな意見を聞いておりますので、2つほど紹介をしたいと思います。

1つは、私の知り合いの他市の人でございますが、前日から高熱が出て、体がだるくて耐えられなくなって、慌てて次の日に病院へ行って診てもらったが、37.5度C以上の熱が4日以上続いているからPCR検査はできないとって検査をしてもらえなかったそうです。自分は大変な苦しさと、間違いなくこれは新型コロナウイルス感染症にかかっていると思ったし、このまま家に帰ったら死んでしまうと思ったから、その病院に籠城を決め込んで絶対に帰らなかったら、仕方なしにお医者さんはPCR検査をしてくれたそうです。そしたら、やっぱり新型コロナウイルス感染症に罹患しているという結果が出て入院させてもらえたそうです。今は退院して元気になられて本当によかったと思います。これは、本人が強かったのと、お医者さんがよかったから命が助かったんだと思います。そうでなかったら、もしかしたらこの人は死んでいたかもしれません。

全国にはPCR検査をしてもらえずに路上で亡くなった人も見えましたし、亡くなった人を後から検査したら新型コロナウイルス感染症に感染していたという例もありました。なぜこんなことが起こるのでしょうか。

また、ある人は糖尿病を患っていて、もう20年以上も透析を受けておられます。この方が言われますには、自分は20年以上も透析を受けていて、国や県や市には1億円以上もの高額医療費の助成金を支出していただいて本当に感謝をしている。だから、消費税の値上げもうれしくないけど、嫌だとも言えないし、新型コロナウイルス感染症も糖尿病などの持病のある人は危険が大きいと言われてるので、心配だけど、少々体調が悪くても、真っ先にPCR検査をしてほしいとも言えないと言っておられます。

こういう人たちは、自ら好んで病気になったわけでもないし、たまたまそんな病気になって今は国や県に市に助けられておられるかもしれないが、あなたの先祖が大変元気な方で、いっぱい社会のために尽くした人かもしれないし、今後においては、あなたの子供やお孫さんが立派な人になって社会のために尽くしてくださるかも分からないので、今元気な人が頑

張って税金も払って社会のために尽くしていけばよい、それがお互いさまですといって励ましておりますが、心配や不安は常に付きまわっていると思います。命は最優先に守るといっ政府が、本当に命を第一に守ってくれるのかといっ不安が湧いてきます。

ドイツなどでは、PCR検査が1週間に100万人以上もできる体制が整っていますし、民間のかかりつけ医でもできるようになっているそうですので、日本でもお医者さんなら誰でもPCR検査ができて、入院ができて、患者や家族、親戚などが差別されることのないように、また今後起こるかもしれない台風や地震での避難所での対応についてもしっかりと対策を考えていただきたいと思っます。そして、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えていただきたいと思っます。

新型コロナウイルス感染症に関しては県が主体となっ行われています。患者さんのことなど多くのことを秘密にして国民に知らせないといっことがあります。緊急事態時に国民に本当のことを知らせないといっことは国民を不安にします。緊急事態は新型コロナウイルス感染症の場合だけではありません。台風や地震による緊急事態宣言が発令される場合もあるかもしれませんし、世界大恐慌による世界動乱の緊急事態もないといっ言えませんが、そんなときには真実の情報を隠さずに教えていただきたいと思っます。

国民は不安や心配で相手を誹謗中傷したり、差別をしたり、自粛警察みたいな人が現れて自分を守りたいために相手を攻撃したりするようになります。そんなことが起こらないように、幾つかのお尋ねをしたいと思っます。

最初に、感染が疑われる救急患者の搬送先となる医療機関は設定済みなのか。安心して検査や入院ができるのか。

次に、唾液でも検査ができるようになったそうですが、美濃病院ではなぜ検査してもらえないのか。

次に、PCR検査は高い精度で実施できているのか。一旦陰性になった人が再陽性になることはないのか。

次に、台風や地震などによる場合も含めて、避難所での感染防止対策はどのようなか。

最後に、美濃市で感染者が出た場合、患者の家族、親戚、濃厚接触者などが差別や嫌がらせが行われることのないような対応など、こうしたことの情報分かりにくいとの指摘がありますので、大きく5項目について民生部参事にお尋ねをいたします。

○議長（辻 文男君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、古田議員から、新型コロナウイルス感染症への対策で市民への情報提供と感染症対策について幾つかの御質問を頂きましたので、お答えいたします。

まず、岐阜県の新型コロナウイルス感染症陽性者の現状ですが、6月17日現在、検査実施件数が5,202件、昨日1名の方の陽性がありましたので155名の方が陽性、7名の方がお亡くなりになり、5名の方が入院されております。

最初に、搬送先の医療機関についてですが、県内は5つの医療圏域に分かれており、それ

それぞれの圏域に1つの感染症指定医療機関がございます。入院可能なベッド数は合わせて30床、加えて一般病棟など97医療機関458床を確保され、また軽症者の滞在施設としての民間ホテルの借り上げも行われております。

PCR検査における検体採取、判定につきましては、当初、行政機関の検査所2か所で1日最大40件としておりましたが、現在、検体採取は2つの行政機関の1日の稼働率を上げ、県内8病院と医療圏域に医師会が設置した4か所の地域外来・検査センター、合わせて1日370件の体制を整えられ、今後も県内で12病院と2か所の地域外来・検査センターの開設が予定されておりますので、全てが稼働すれば1日494件の採取が可能となります。

次に、美濃病院での検体採取についてですが、美濃病院は感染症指定医療機関、もしくはこれに準ずる機関とはなっておりません。したがって、現在は感染症指定医療機関、もしくは地域外来・検査センターでの採取が基本となっておりますので、今後もし蔓延するようなことがあれば、美濃病院でも実施することになると思います。

検体の採取ですが、鼻の奥や喉に綿棒を入れて粘膜を採取する方法で行っております。6月2日に厚生労働省は唾液を採取して行う新しい検査方法の導入を発表しておりますが、県に確認しましたところ、当面は今の検査方法を進めるということでしたので、御承知おきいただきたいと思っております。

ちなみに、この中濃圏域では、地域外来・検査センターは6月2日から稼働、後方支援としましては関市内のホテルが決定しておりますが、場所につきましては公表されてはおりません。

次に、PCR検査で陰性と判断された方が再陽性になるかとのことですが、全国的には何件か陽性になったと報告されております。発生した県での様々な分析は行われておりますが、岐阜県ではこうした事例の報告はなく、厚生労働省でもこのことについての報告は一切されておきませんので、詳細につきましては分かりませんので、御了承いただければと思っております。

次に、避難所での感染防止対策であります。市では5月に美濃市避難所運営指針・新型コロナウイルス感染症対策編を策定しております。発生後24時間のうちの対応、運営の留意点、感染者が確認された場合、また避難生活への対応などを記載しておりますが、災害時に感染している方は避難所へは当然来られませんので、この場合は自宅等での避難となり、保健所の支援の対象となります。

一次避難所設置の留意点としましては、避難所へ入る前に検温等を行います。このときに体調が悪い方につきましては、医療機関へ搬送するまでの一時的な待機場所としての専用スペースを設けることとなります。

また、長期の滞在では保健師等が巡回し、避難者の健康状態や体調のチェックを行い、体調が悪い方がいらっしゃれば保健所への連絡、受診の必要性などを早急に判定していくこととなります。その際にも個室の専用スペースの用意、部屋を分けられないときはパーティションや簡易テント等での仕切りの用意、できるだけ限られた方での看護を行うなどが留意点となりますが、いずれにしましても避難されて来られた方々への感染防止、または蔓延防止

のためにはどのように対応することが適切かなどは、県や地域の医師会などの御指導を仰ぎながら整えていくこととしております。

最後に、感染者が発生した場合の差別などへの対応であります。発生した地域におきましては、本人・家族のみならず医療従事者等への誹謗中傷、差別が大きな問題とされております。岐阜県では感染症対策基本条例の制定に向けて、現在、条例の骨子案が示され、パブリックコメントが実施されております。その中で人権の配慮として、感染症の罹患、罹患のおそれ等を理由として不当な差別的扱い、また誹謗中傷をしてはならないとしております。こうした対応で、少しでも周りの方の御理解を得られるようにしてまいりたいと思っております。

今後も感染防止対策は十分行っている所存でございますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 答弁、ありがとうございました。要望をしておきたいと思っております。

今回は、美濃市では感染者が1人で済んだので、それほど大きな問題は起こりませんでした。ただ、まだまだ第2波、第3波が心配されておりますし、東京などでは感染者が増えておりますし、南米やアフリカ諸国では現在も猛烈な勢いで感染者が増えております。経済的な危機も叫ばれています。貧富の差も大きくなると言われております。

今後においては引き続き、いち早く新型コロナウイルス感染症防止対策と真実の情報を隠さずに教えていただいて、市民が不安で、心配で、相手を誹謗中傷したり、差別をしたり、自粛警察みたいな人が現れて自分を守りたいために相手を攻撃したりするようにならないように、しっかりと対応を取っていただくようお願いいたします。次の質問に移りたいと思っております。

次に、市民の暮らしを守るための食料の自給自足体制の必要性についてどのように考えるか質問をしたいと思います。産業振興部長に質問をいたします。

美濃市では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、きめ細かないろいろな対策が考えられておられまして、これだけ対策や事業を考え実行していくには大変な労力と努力が必要かと思っております。市長をはじめ職員の皆さんには、ねぎらいと感謝の気持ちを伝えたいと思っております。

今回の新型コロナウイルス感染症は、世界を変え、人の営みを変え、己の罪を振り返らせるものだと強く思います。人の飽くなき食欲が、それまで手つかずだった原生林を伐採し、道を通し、長い間森の奥でひっそりと眠っていたウイルスを揺り起こしてしまったのではないかと思います。ウイルスを深い眠りから目覚めさせてしまった以上、どのようにして自分たちの健康と暮らしを守っていけばよいのか分からない中で、まずはマスクを着けようと思いましたがマスクがない。マスクの品不足で、こんなに大騒ぎになります。日本は慌ててマスクを調達しようとしたが、輸入先の中国では、まずは自分の国が第一なので、スムーズに

は売ってくれません。もし世界的な大災害や世界大恐慌が起きて食料が不足したら、世界は日本にスムーズに食料を輸出してくれるのでしょうか。マスクの不足より、ひどい大変な状態になるのではないのでしょうか。国が何とか対応してくれるのではないかと思うのも、そう願いたいのが果たしてどうなのでしょう。ウイルスも怖いですが、もっとも怖いのは、それによってもたらされる経済的な混乱と、破綻と、人間にとって最も大事な食料がないということだと思います。失業や倒産、生活破綻などを伴う深刻な災いをもたらし、平凡ではあれ、それなりに幸せに暮らしていたのが一夜にして破綻のふちに追い込まれてしまうかもしれません。これは不条理としか言いようがないわけですが、グローバルな世界、人や物や情報が飛び交い、誰もが相互に依存しながら地球村に生きてきた世界が、ウイルスという細胞さえない原始生命に侵されて、グローバルな世界は実とはとてもないリスクと隣り合わせの世界だったということに気づかされて、過去には風土病扱いされたものや疫病などが次から次へと蔓延する可能性は否定できないのではないかと思います。

それでは、どうしたらよいのか。具体的には、小さな市や町がコミュニティーの基礎単位になり、規模は小さくても菜園や畑や庭に、また庭のない人はプランターに、その地域に合った野菜や果物や穀物などの食料を栽培して収穫し、それらを地域の市場で交換し合い、取れ過ぎた野菜などは無料で皆さんに分け与えてあげるといふ、それでも余った野菜などを有機質肥料として加工するという、そんな生活スタイルが構築できないものかと思います。

内閣府地方創生推進室の5月1日付で出された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集では、地域の一店一商品づくりサポート事業で、地域全体の好循環につながる新たな商品メニューやサービス形態を開発する際に奨励金等による支援というのがありますし、食品ロス削減、リサイクルやレジ袋有償化に取り組む食品関連事業者等への支援事業とか、未利用食品をフードバンクに提供したり肥料や飼料などに再生利用する等、食品ロス削減、リサイクルやテイクアウト開始に伴う食品関連事業者に対して必要な経費を支援するというのがあります。また、地元産材活用支援事業というのもあります。

また、地産地消のための直売所や自動販売機等設置推進事業があります。地産地産等、地域のをより多く地域で循環し、地域経済の好循環につなげるため、直売所の設置や自動販売機の設置に対する支援です。共同購入・個別宅配、お年寄りの移動の支援というのもあります。現在は、これらの支援事業は期限切れということではありますが、また国民が要求をしていけば復活していただけるかもしれません。

ぜひ、災害が起きても、ウイルスで自粛を要請されても、マスクのように慌てなくてもいいように、食料だけは、完全な自給自足とまではいかないまでも、みんなで生産できるような体制をつくっていただきたい。この緊急事態でマスクが不足しただけで、みんながパニック状態になる状況ですので、ぜひ美濃市ではみんなが食料生産に力を入れられるよう、小さくても家庭菜園に取り組めるよう努力をしていただきたいと思います。ひいては、それが人間の生きがいにもつながるかもしれません。植物の成長過程や、収穫の喜びや、美しい花や小鳥などに囲まれて生きることは、人間の心を落ち着かせ、幸せな気分させるものです。

産業振興部長の答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、おはようございます。

2点目の御質問の食料の自給体制の必要性についてお答えいたします。

国の食料自給率は、平成30年度においてカロリーベースで37%と世界の中で低く、岐阜県におきましては平成29年度で25%と国の率を下回っている状況にあり、当市においては、数値はありませんが、同様に低いものと推察されます。

当市の農業の現状は、平成30年9月発行の東海農林水産統計年報によりますと、総世帯数8,076戸のうち、総農家数は579戸、総面積1万1,701ヘクタールのうち、経営耕地面積は223ヘクタール、耕作放棄地面積は197ヘクタールとなっております。

地産地消の現状としましては、市内の農業生産者は、農産物直売所である道の駅やみちくさ館、また大型スーパーにも出荷されており、特に道の駅には、この3月末現在で186人の生産者が野菜や花を出荷されています。

また、学校給食に関しましても、県と農協との連携により県内産の農産物利用を推進しておりまして、昨年度は県産野菜を約24%の利用をしているところでございます。

一方、家庭菜園の状況につきましては、小規模の畑で野菜作りをしている方が市街地を除いて各地区に多く見えることは御承知のとおりでございます。また、自己所有農地がない方につきましても、市が運営する生櫛地内の市民レジャー農園や蕨生地内のわくわくファームふれあい農園を、現在計132区画中67区画を借りていただいて野菜などを作っておられます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策として実施された学校の休業、外出自粛要請、在宅勤務、そして飲食店等の休業の影響により、多くの人は在宅期間が増加し、自炊の機会や家庭菜園を行う機会が増えたとの話をよく耳にしたところでございます。

また、食料品スーパーなどでは、カップ麺などの一部食料品が棚からなくなるような現象も現れ、食料不足が心配される状況も見受けられ、各家庭において食料を賄えるようにする食料自給に関する大切さを再認識させられたと感じております。

このような状況において、今後市内に一人でも多くの野菜作りをされる方を増やしていくための取組としまして、直売所に出荷する農家の増加、また、貸し農園の利用者募集によるPR、家庭菜園を推進する啓発、また地域住民でつくるグループが収穫した余剰野菜を持ち寄り販売したり、交換をしたり、欲しい方に提供したりできるよう、食品ロスを少なくする仕組みづくりを地域と共に検討していけたらと存じます。

地域が主導となって、このような取組が広がっていくことで、高齢者に限らず広範囲の年齢層の方の食料自給の意識が高まり、今後、予期せぬ有事の際の食料不足に少しでも役立つ方策となるよう努めてまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） ありがとうございます。要望をしておきたいと思っております。

植物を育て収穫するという事は楽しいことです。それが食料の自給率向上につながれば最高です。私たちが言うだけではなくて、地域の人にも働きかけて収穫して販売したり、物々交換したり、あり余った野菜の有効利用を考えたりできたらよいなと思っておりますので、ぜひ市といたしましても、非常事態宣言が出されたりマスク不足などの経験から、真剣に食料の自給自足を、国任せにすることなく、第6次総合計画の中の大きな柱として取り組んでいただきますことを要望いたします。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 次に、3番 服部光由君より、一般質問に先立ち資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

それでは、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 私は発言通告書に基づいた中身で、コロナウイルスに関して市長に御答弁を頂きたい、このように思います。

初めに、市民の命と健康を守るために奮闘されている医療機関や関係者の皆様に感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

この新型コロナウイルスが美濃市に深刻な影響を与え始めたのは、ちょうど今年の上野が新緑に覆われて桜の花びらが川面に映る、こんなときから、本来この時期には私たち市民も活気あふれる生活が始まる、こういった時期からでした。そして、今、蛍が舞うようなこのときに、ようやく緊急事態宣言も解除されましたが、しかし大幅に制限された市民生活が徐々に戻りつつあるとはいえ、第2波、第3波の新型コロナウイルスの感染も予想されております。

そこで、感染予防対策や蔓延予防対策について市長は今後どのように考えられておられるのか、質問いたします。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

服部議員から、第2波、第3波に備えてどのように考えているかという御質問を頂きました。

最近、新聞、ワイドショー、ニュースを見ますと、毎日のようにいろんなデータが示されて変更しておりますので、この場で全て言うわけにはまいりませんが、特に今回、東京、大阪、宮城で行われました抗体検査の率を見ますと0.1%程度ということで、非常に感染した方が少ないということで、第2波、第3波への危機感が大きくなっていると思っています。

そんな中で市として何ができるかということでもありますけれども、まず今までの状況を考えてみますと、令和2年の1月15日に国内で最初の感染者が確認されました。岐阜県においては2月26日に最初の患者が発生しました。これまでに155名の感染者が報告され、現在は5名の入院と7名が亡くなられたと、大半の方はもう既に治られて退院をされていると、こんな状況であります。とはいいいながら先ほど申しましたように、いろいろな大学、研究機関等々の研究結果を見ますと、第2波、第3波に向けてさらに怖いなど、こんなような状況で

ございますので、今後も市民の皆様の大きな力を借りて、また議員の皆様の大きな力も借りて対策を実行し、推進をしていかねばならないと思っております。

岐阜県におきます対策本部では、5月15日に特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象が外されましたので、その後はコロナ社会を生き抜く行動指針というものを県では策定しております。この指針の中で、全国的な緊急事態の措置の解除とともに、コロナとの闘いは長期戦になる可能性が非常に高いということから、コロナと共にある新しい日常生活、すなわちコロナ社会を生き抜いていかなければならないとして今後の方向づけを示しております。

指針では、第1に県民の皆さんへの呼びかけ、あらゆる機会に新型コロナウイルスが潜んでいることを意識して一人一人が基本的な感染対策を身につけるということでありますが、まずはマスクをする、3密を避ける、そして必ず手洗いを実行すると、こういった基本的なことをきちんとやっていただく。そして、自分の体調管理をやっていただいて、まずは自分が感染者にならないこと、感染しないことと、こんな生活をしていただければいいかなと思っております。こういったことは今も毎日、放送で市民の皆様をお願いしているところでございますけれども、中にはやかましいので、もうやめてくださいという要請もたくさん来ております。しかし、私としては、できる限り多くの皆様が意識をしていただくということで、回数等については考える必要があると思っておりますが、いろんな場面を通じて、こういった生活を意識していただくということが必要かなと思っております。

また、3密がそろそろような場所ではクラスターが起こる可能性が十分ありますので、県が示しております対策ガイドライン、あるいは各施設等々におきます運営マニュアルの作成をしながら、いろんなところでのクラスターの防止にも努めてまいりたいと思っております。

実効性のある対策といたしましては、まずは対策の実施責任者の選定、確認のためのチェックシートの活用、また発症時に迅速な利用者追跡が可能となるように連絡先の把握、市の観光施設、産業関係の施設12か所につきましては岐阜県感染警戒QRシステムを導入し、この市役所の1階にも入り口のところにはQRコードが設置されますけれども、こういったコードをスマホで読み取っていただきまして登録いただきますと、万が一そこで発生した場合に、その登録した方のところへ、あなたは何時頃行かれましたねと、ここで発生していますから、もし状況が変われば早めに届けてくださいねと、こんなようなメールが流れるようなシステムになっています。これについては、市のほうは市役所を含めて市の施設12か所に、そのQRコードを設置しております。今後は大型イベントをやられるような場合、こんなことも市として対応してまいりたいと思っております。そういったことを含めまして、衛生面において十二分に徹底いただくようお願いをしてみたいと考えています。

また、医療体制につきましてであります。先ほどの答弁にもありましたけれども、県内5医療圏域にあります各感染症指定医療機関での入院可能なベッド数は30床であります。さらに、この30床は減圧室と申しまして、外に空気が流れ出ないような、そういった特殊な部屋でありますので、そう簡単にできるものではありませんが、感染が蔓延しないようなシステムの病床であります。これが30床ございます。さらには一般病院でも、この一般病院に美

濃病院も含まれておりますけれども、新型コロナウイルスの感染症を受け入れる病院97か所、485床が確保されております。この中に美濃病院も一部含まれております。

また、検体採取につきましては、検査体制を増強するということがいろいろ言われておりますので、当初は岐阜市と県の行政機関のみの対応でございましたが、現在は一般病院を含め20か所と、そして地域の医師会との連携による地域外来・検査センター6か所と、1日494件まで確保されているということでございます。

加えまして、軽症者の滞在用の民間ホテル、最初に出ましたのは羽島市でありましたホテルKYOYUというところではありますが、それ以外のところについては公表されておられませんのでお話しはしませんけれども、この地域にも関市内において万が一のときを想定した滞在の民間ホテルが確保され、蔓延期における医療体制の確保が進められているということでもあります。

医療体制の確保はされておりますけれども、日本での感染例が発表されて以来、急速に感染が拡大し、地域の医療体制や経済の混乱を招くような事態は実際は起きてしまいました。岐阜県においてはオール岐阜として、県をはじめ関係各位の御努力により不測の事態には至りませんでしたけれども、当市においても当初は予期せぬ事態に衛生資材の確保は追いつかず、また経済活動も低下するなど、十分な対応ができない状況となりました。特に観光産業の落ち込みは大きく、今なお影響を受けております。

医療資材につきましては、現在、マスク、消毒剤、非接触型体温計などの衛生資材の備蓄を進めております。また、避難所における感染予防としましても、簡易ベッドなどを前回、あるいは等々の予算の中で対応していくということで、議員の皆様にも御理解いただきまして現在進めておるところでございますけれども、万全な体制になるような備蓄資材を整えていきたいと思っております。

しかしながら、経済が戻らないと駄目でございますので、今行っております市の宿泊プラン、あるいは宴会プラン、あるいは各お店での感染防止対策をやっていたときの補助金、こういったものを活用しながら、安心して利用いただけるような環境整備を整えてまいりたいと考えております。

引き続き、県の方針、保健所、医師会等の指導、こういったものを十二分に配慮しながら、経済活動と感染防止の両立を市民の皆様方と一緒に取組んでまいりたいと思うところでございますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 御答弁、ありがとうございます。医療体制などの充実をさらに一層図っていただきたい、このように思っております。

私は3月議会で、新型コロナウイルス感染症について、美濃市の保健・教育・産業などの分野で質問・要望しました。その後、いち早くこの美濃市では様々な支援事業が打ち出され、事業者への支援や特別給付金の迅速な支給などが行われました。

また、議会が要望しておりました新型コロナに対する情報提供も、県が実施する対策会議などが開催されるごとに、説明会、報告会を開くなど、その姿勢を高く評価したいと思います。このことを他市の議員にお伝えしたところ、ほかの市ではこういった取組がなかなかされていなかったそうですが、早速、そこの市長は報告会をするようになったということもお聞きしております。

6月1日時点での岐阜県内の市町村の支援策は別表のようですが、市議会の議員の皆様には、議長の下承を得て、そのほんの一部ですが配付させていただきましたが、美濃市の支援策は多様な事業があります。この事業をさらに検証することが必要ですが、現段階ではまだ検証には至っていない状況もあると思います。この事業の中には、さらに発展させ、美濃市の総合計画に入れるものも散見されると思われまふ。この点をぜひ今後検討していただきたい、このように思っております。

さて、緊急事態宣言が解除された後、教育現場や市民の方々から様々な御意見が寄せられました。教育現場からは、長期の休校後の授業再開に向け、様々な取組がなされておりました。分散登校時には、午前の授業が終了すると、先生がすぐさま教室などの消毒を実施する。また、登校時に水道水で手を洗うのに突然の雨で傘を差しながら手が洗えないということで、先生方が急遽、外の手洗い場にテントを張る。また、教育委員会では高校生・大学生の支援のための給付金の申請所を、3密を避けるため、教育委員会の屋外にテントを張り実施されておりました。そういった様々な現場での奮闘例が寄せられましたが、全てここで報告するわけにはいきませんが、職員の皆さんは本当にいろんな意味合いで、この新型コロナ対策に取り組んでおられる、このように思っております。

また、施設利用では、当初、利用者は美濃市民に限るとされ、講師等が市外在住の場合、使用できない、こういったことが告知されておりました。市民の強い要望があり、これを報告すると、直ちに緩和し、講師等については市外の方でもいいということで、施設の開放を認められることも行われております。

こういった市政の下、私たちは新たな日常生活を踏み出し、この新型コロナウイルスと対峙していかなければなりません。美濃市民が安心して日常生活を送れるよう、保健所や美濃病院への期待も大きなものがあり、さらに充実した運営に努めてもらいたい、このように思っております。

一方、日本の社会は、新自由主義の名の下、暮らしを守るルールがない、構造改革の名の下、医療費削減政策が続けられ、このコロナ危機に脆弱な状態をつくり出してしまいました。大企業優先、米国言いなりの政治から、社会保障、福祉切捨て路線を転換することが求められております。

地域社会を守り、健全な社会生活を維持するために、さらに美濃市政の充実を求め、私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆さん、おはようございます。

発言通告に従いまして、一問一答形式で2点の一般質問を行います。

1点目は、新型コロナウイルス感染症予防対策についてです。

岐阜県は5月25日に緊急事態宣言全面解除を行いました。しかし、新型コロナウイルスは終息したわけではなく、国は7月31日までの約2か月間は移行期間として3段階のステップを設定しました。措置を継続して実施しながらステップを追って緩和していく方向が示され、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着と業種ごとに策定される感染拡大の予防ガイドライン等の実践が前提になっています。

市民の皆さんの新しい生活様式に対する意識は、かなり定着しているように見受けられます。3密を避ける、マスクの着用、手洗いの励行、人と人との十分な距離の確保などについて、市でも積極的に働きかけが行われてきました。あらゆる機会に周知が図られている成果と言えます。しかし、これから夏場を迎え、熱中症の予防にも対処しつつ身を守るためには、相当の注意が必要になってきます。

一方、緊急事態措置の期間中でも継続を求められてきた事業、あるいは事業者があります。医療体制の維持に関係した事業、支援が必要な人々の保護に関わる事業、生活必需品など安定的な生活の確保や社会の安定の維持のために不可欠なサービス提供の関係事業などです。

ここで注視したいのは、高齢者、障がい者など特に支援が必要な人々の保護を継続している事業です。介護老人福祉施設、障がい者支援施設などの全ての事業に関わる方たちです。市民生活に対する感染予防対策は、家庭とか地域では各自が気をつけ合いながら行動し、対応ができます。しかし、支援を必要とする介護現場の従事者は、常にいつ感染するか、感染させてしまわないかと極度の不安と緊張を抱えながら懸命に高齢者と、その家族の暮らしと命を支えておられます。

全国ではいろいろな問題が出ています。そもそも介護現場は基礎疾患を持つ高齢者の利用が多く、食事介助など身体的接触を伴うコミュニケーションが不可欠な対人援助サービスなどによって密になることが避けられません。加えて、医療用マスク、衛生用品、防護具などの予防物資の不足です。特養ホームなどの高齢者施設での集団感染の報道も出ています。幸い美濃市では、施設内での感染者を一人も出すこともなく今日に至っております。市内の介護従事者に対する慰労の気持ちとして商品券が贈られたことが新聞で報道されました。不安と緊張が伴う毎日の仕事に心血を注いで従事してこられた皆さんのおかげであり、深く感謝いたします。

そこで、1つ目の質問です。

非常事態宣言が解除され、公共施設の利用も可能になりました。2次感染や3次感染を引

き続き起こさないためにも、市内の介護保険施設やサービス事業所ではどのような感染予防対策が行われているのか、答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 皆さん、おはようございます。

それでは、感染症予防対策についての御質問の1点目、市内の介護保険施設やサービス事業所においてはどのような感染予防対策が行われているかについてお答えします。

市内の介護施設及びサービス事業所は15施設あり、各施設においては県からの指針に応じ感染予防マニュアルを作成し、運営をしているところです。

また、国から示された社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリストにより、毎日チェックをしながら対策が行われています。

これまで市が行った調査によりますと、密集対策として、利用者同士、職員同士の間隔を2メートル離すこと。テーブル・椅子等を間引いて対面にならないように配置すること。密閉対策として、30分に1回以上窓を開け換気すること。密接対策として、従事する全ての職員のマスクの着用の徹底、エプロンの着用、必要に応じ手袋の着用。衛生対策として、施設内の共有部分の消毒、食事中に外したマスクを袋に入れての保管などを行っています。

入所施設の特別養護老人ホームでは、インフルエンザの感染予防対策により1月15日から施設職員以外の出入りを遮断し、新型コロナウイルス感染症対策として現在も継続しています。家族からの面会もお断りしているほか、これまで御協力いただいたボランティアの方の受入れも中止し、業者の荷物搬入については入り口までの対応としております。

通所施設のデイサービスセンターでは、毎朝、各家庭での検温の状況を家族に確認し、37.5度以上の方に対しては利用をお断りするほか、送迎車両の利用前後に車内の消毒を行っています。

ヘルパーなどが訪問する在宅サービス事業所では、訪問する担当ヘルパーを専属とすることで、利用者とは接する職員の数を最小限としています。

このほか、介護職員、事務職員、送迎車両の運転などに従事する職員は、自宅と出勤時に検温を実施、また飲食店で家族以外の多人数での食事を避けるなど、3つの密が同時に重なる場面を避けるとともに、自身の行動は自身で記録を取り、職員間でお互いに感染防止に気をつけるなど、様々な感染予防対策を実施しております。

最近では、県内の高齢者施設で感染者の報告もあり緊張感が続く中で、市内の各施設では職員自らが感染しないこと、感染させないことを心がけて運営いただいていることに、心から敬意と感謝の意を表します。

職員の皆様には、感染予防対策により個々の業務が増加するとともに、ボランティアの方々も担ってきた役割もこなしながら、これまでになく緊張感の中で業務に当たっていただいております。先般、僅かではありますが、職員お一人お一人に対し感謝申し上げ、慰労品を贈呈させていただいたところです。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 介護保険施設やサービス事業所の感染予防対策を詳細にわたって説明していただき、そしてまた調査に基づく予防対策と、その対応の実態を知ることができました。想像以上の現場の対応に驚くと同時に、従事されている方々は相当の緊張感を持って日々の仕事と向き合っておられる様子が沸々と浮かんできました。現場の皆さんには、そうです、おっしゃられているように市民の一人一人が敬意と感謝を持ってしかるべきだと思います。

先日も母親を市内の施設に入所させている方が、コロナ禍のために面会できない、でもその代わりに最近撮影された写真が届いた、元気な様子を確かめられて安心したと大変喜んでおられました。介護に関わる関係職員の全ての方々には、重ねて深く感謝を申し上げます。

2つ目の質問です。市が管理する福祉施設ではどのような感染予防を行っているのか。

市が管理する福祉施設は市内に幾つかあり、一般市民の利用度も高いです。福祉施設の利用者は、年齢、地域など多様です。例えば児童センターは、これまでは児童の放課後の居場所であり、行事の呼びかけに応じて親子でも参加できる場所でありました。年間を通して幼児から学童期の子供たちにまで幅広く利用されてきました。

6月1日から午前と午後の分散登校形態で子供たちの学校での授業が再開されました。活動が活発な成長期の子供たちには、さぞ喜ばれたことと思います。これからの暑い夏の季節を想定すると、ほかの施設を含め今後の利用も増えることが予想されます。

県による感染防止対策の基本方針には、全ての事態、施設が対応すべき事項が出ていました。具体的な方法や注意点が網羅され、その中にはごみの廃棄等に関する衛生対策もありました。不特定の市民が集う場所としては、かなりの防止対策が求められることが分かります。

そこで、今後7月31日までの移行期間、市の福祉施設ではどのような感染予防を行っているのか、お尋ねします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 御質問の2点目、市が管理する社会福祉施設ではどのような感染予防を行っているのかについてお答えします。

市が管理する社会福祉施設は、ひばり園、児童センター、老人福祉センター、紙のふるさとふれあいセンター、美濃会館、みのりの家がございます。これらの施設につきましても、先ほど述べました介護施設等と同様、感染予防対策を行っております。入館時のマスクの着用や手指消毒の依頼、職員による館内の消毒はもちろんですが、各施設入り口には利用者に対し、密閉、密集、密接の3つの密を避けること、感染防止対策の基本事項を掲示し、利用者に対するお願い事項を明確にしております。

ひばり園では、子供たちが密にならないように注意しながら、今週から最大5人までの集団指導を行っています。子供同士の距離を2メートル離して接触を避け、登園時間をずらすなど利用人数を制限し、極力子供同士の接触を避けています。

また、児童センターでは、子供同士の距離を取ることのできる遊びを推奨しており、利用

者にはできるだけ短時間の利用をお願いし、食事を伴う利用については当面休止をしております。

これらの施設に勤務する職員については、定期的な検温により自らの平常時における健康状態の把握、手洗いやせきエチケットの徹底、自らの行動を記録し、自らが感染しない、感染元にならないよう注意を払って日常生活を送るよう指導しています。

他の施設についても6月1日から開館をしておりますが、今後も感染症の発生状況や国・県の方針を踏まえ、引き続き予防対策に万全を尽くしてまいります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 社会福祉施設は、普通のとこならどんな人でも気軽に利用できるし、それから集まることのできる交流の場所となっております。室内運動で体力づくりに励んだり、同好の趣味を楽しんだりして、目的に沿った活動ができます。幅広い市民層の方が利用される社会福祉施設では、新型コロナウイルス感染予防の対策により、一層の注意を払わねばなりません。多くの児童が利用する施設でも、学校の対応と同様に見守りが必要です。

活動が活発な子供には、感染予防対策で求められる行動制限によってストレスが仮にかかったとしても、時間やスペース、人数の制限はやむを得ない条件となります。それでも子供たちは家から外に出て過ごすことができる大切な場所として受け入れています。

福祉施設でも、先ほどの質問に対する答弁と同様に、徹底して予防対策が示されていて安心しました。活動の再開を考えられている市民グループの相談内容の中に、確実な予防対策意識が感じられ、ここでも市の行動マニュアルの周知徹底の尽力の成果が確認できました。

今後、終息が確認できるまで、どれほどの時間が必要なのかは予測できません。現在では、新しい生活様式の意識を持って行動する以外に予防策はないようです。とはいえ、過度に意識を持ち過ぎると、問題視されている自粛警察の行動で他人を傷つけることになりかねないので注意が必要です。

最後、3つ目は、予防資材の介護保険施設等への支援の状況はどのようなかについての質問です。

市民は、新しい生活様式を実行するに当たり、必要な物資を生活形態に合わせて工夫したり交流したりして感染予防に努めています。特に品不足が心配されたマスクは、戦後の物不足を経験している高齢者から手作りすることを教わり家族の関わり方を改めて見直す例や作ったマスクを人にあげて感謝される喜びを味わったりする例など、つらくて窮屈な気持ちばかりではなく、人とのつながりを再認識して安心された人も多いと思います。

若い世代では、SNSを通じて情報を共有し、デザイン性が高いものが売られるようになりました。国も、こうした動きから、マスクを必要とする不測の事態に備えて手作りを推奨しています。

ところが、介護保険施設等では様々な予防資材が量的にも質的にも求められ、終息後も備蓄はなお必要となります。今後予想される自然災害に備え、避難所生活においてコロナ禍と

共通した予防資材も必要となります。

3つ目の質問は、そうした状況を踏まえて、予防資材の支援状況はどのようなかをお尋ねしております。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 御質問の3点目、予防資材の介護施設等への支援の状況はどのようなかについてお答えします。

市では、市内の介護施設、医療機関、歯科医院、保育園、幼稚園、助産院、理容組合など50施設及び美濃消防署に対し、市の備蓄品及びこれまでに寄附として頂いた不織布マスク2万1,620枚、布マスク2,725枚を配付させていただくとともに、手指消毒剤8リットルを配付いたしました。また、フェースシールド・フェースカバー650個を、飛沫を受ける可能性が高い介護施設、医療機関、歯科医院などに対し、配付を行ったところです。このほか、非接触型の体温計を介護施設に対して順次配付しております。

また、国からは布マスク、県からは不織布マスク、合わせて3,400枚が配布されました。

施設からの困り事や要望等があれば、市にお知らせいただくようお願いがしてありますので、今後できるだけ解消に向けて努力をしてみたいです。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 具体的な数字で示していただき、現在の状況についてよく分かりました。

今回のような突然の災禍は想定不可能ですが、日常の備えさえあれば余裕を持って対応できます。市当局に頼るだけでなく、私たち市民も日頃から危機意識を持って予防対策を工夫しながら生活しなければなりません。

今回、市が関わる各施設や事業に対する感染予防対策の現状を具体的に知ることができました。それぞれの施設からの困り事や要望の解消に向けて努力を惜しまない姿勢を確認することもできました。

利用者はもとより、施設及び関連事業に従事しておられる方々の安全確保のための支援は、引き続き最優先で進めていただくことを強く要望して、この質問を終わります。

さて、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る必要物資のあっせんについてです。

緊急事態宣言は解除されたとはいえ、今も終息には至っていない新型コロナウイルス感染症は、市民生活に大きな影響を及ぼしています。美濃市においては、これまで健康福祉課をはじめ各担当課の働きによって、感染拡大防止対策の徹底や生活維持のための様々な対策に取り組まれてきました。緊急を要する措置が求められたときには、不眠不休の体制で対応していただきました。今日まで何とか感染が拡大することなく来たのも、その働きによること大きいと市民は深く感謝いたします。

さて、言うまでもなく入手が困難だったのがマスクです。この時期は花粉症やインフルエ

ンザの流行の時期とも重なり、外出時や人混みの中でのマスクは必要不可欠の品物でした。そこへ新型コロナウイルス感染予防が重なり、マスクは徐々に品薄状態、やがて店頭からは消えていき、人々の不安は高まるばかりでした。

緊急事態宣言が出され、さらにその延長が長引く中、不要不急の外出は控える要請と、その対応で手作りマスクが紹介され始めました。かつては布製マスクが主流であった生活経験の知恵から、ステイホームの心がけが手作りの環境につながって不安感を幾分かは減少させました。

4月中旬、マスクも徐々に店頭に出始めたものの、枚数をまとめて入手するとなると、値段は高く、販売量も十分ではない状況でした。購入可能な人は限られている状況も続いていました。

時期を前後して、善意ある方や会社から美濃市へまとまった数のマスクの寄附があったことが新聞等で紹介され、心温まる行為を知ることによって、困っている人々への思いやりの大切さに気づかれた方も多かったと思います。

4月の下旬には、急遽、市の産業課から各世帯に限定1箱50枚入りのマスクが購入できるあっせんの案内書が自治会によって各世帯へ配布されました。入手することが困難だった家庭では大変喜ばれたと聞いています。

そこで、まとまった枚数のマスクを購入することが難しい時期に、販売が可能になった経緯と販売結果はどうであったかについてお尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 永田議員御質問の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る必要物資のあっせんについての1点目、マスクの販売が可能となった経緯と販売結果についてお答えをいたします。

マスクの販売が可能となった経緯でございますが、去る4月22日、市内の企業の代表者から、不織布マスク6,000枚の寄附の申込みがありました。当時は、多くの市民や議員の皆さんから、マスクが高価であり、なかなか入手できないので、その購入について市として何か対応ができないかと依頼がありまして、寄附を頂いた際に、市長からその企業の社長に、マスクの入手ルートや市内の全世帯が購入できるだけの個数の確保等について相談をしたところ、マスクの販売企業を紹介していただき、交渉した結果、全世帯が購入できるだけの個数が確保できたので、市内の別の企業に仕入れ・販売をお願いしたところ、承諾を得ることができ、販売が可能となったものでございます。

販売結果についてでございますが、大型連休中の5月1日から5月4日の4日間において市内の8か所で販売をし、市内では約8割の世帯の方に購入を頂き、用意した残りにつきましては、その後、市外の方も含め全て完売した旨を販売企業から聞いております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 店頭に並んで待つことなくマスクが入手できたと、多くの市民から安

心や喜びの聲が上がりました。中には、今はどうにか間に合っているけれど、コロナ禍が終わったわけではないので予備に持っていれば安心できる、あるいはアレルギー体質のために感染予防以外でも使うことができる、使い捨てだから何枚あっても無駄ではないなど、様々な理由で買い求められたことが分かりました。

突然広がった新型コロナウイルス感染症は、今後、第2波、第3波の発生も危惧されています。備えあれば、まさかのときに慌てずに対応できるといった共通の思いも広がったと思います。

その一方で、市があっせんしているから確かなものに違いないと安心して買われた方も多くいらっしゃいました。しかし、連休を過ぎた頃から、少し残念な声も聞かれるようになりました。その内容は多岐にわたっています。耳かけのサイズが短く、顔に合わないですとか、ダーツ部分に余裕がなくて窮屈で呼吸がしにくいとか、使っているものと比べて品質が落ちるとか、また箱の中にそのまま入っていて衛生上これでよいのかと不安を感じる、素材や輸入・発売元の連絡先表示がない、不都合があったときのコールセンター表示がないなど使うに当たって不安を覚え残念だという、こんな内容でありました。

マスクは、新型コロナウイルス感染症予防の前からいろいろな目的で家庭でも常用されているために、声の中には個人的な感想も含まれています。品薄状態であったために同質のものが入手できる保証もなく、まとまった枚数で購入できたことによって安心された方々も多くおられると聞いております。

市は、不具合の場合は業者が丁寧に対応することを確認しています。実際にそうした対応によって安心された方々もおられ、あっせんに伴うその後の対応もしていることが分かりました。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策や非常事態宣言に伴う経済対策などの対応で、多忙を極める中で市民の要請に応えようと必死で連携し、対応された市の今後には禍根を残さないようにするために、市民は市へ遠慮なく相談をしていけばよいということが確認できました。

2つ目です。今回のコロナ禍は、突然起きた災害の一つと言えます。自然災害を含め、今後も突然起こる災害に対して、今回のマスクのように市民に必要な物資が不足し、入手困難となることが想定されます。完全に終息していない現在でも、新しい生活様式にはマスクの着用が要請されています。

今回の成果を踏まえ、物質をあっせんすることについてどのように考えるか、答弁願います。

○議長（辻 文男君） 民生部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 2点目の御質問、今回の成果を踏まえ、今後物資をあっせんすることについてお答えをいたします。

今回のコロナ禍では、マスクやアルコール消毒液、医療機関においては防護服などが不足し、今なお不足状態が続く物資もあり、それぞれの場所で物資の確保に苦慮しているところ です。

この状況の中で、今後、地震や水害、また新しい感染症の発生を想定しますと、様々な物

資が不足することが想定されます。不足する物資の想定やあっせんは、なかなか困難ではございますが、常日頃から家族で話し合っただき、食料や飲物、衛生用品等の生活必需物資をそれぞれの御家庭で備蓄しておいていただくことが大変重要であると思っております。

なお、今後、災害等が発生した際に、被害が甚大で長期間避難所生活が続くという場合に備え、市としましても市民の生活を守るために段ボールベッドや毛布、エアマット、非常食、飲料水などを備蓄しているところでございます。

○議長（辻 文男君） ただいまの答弁者指名におきまして、産業振興部長ということをお願いするところを民生部長ということでごちゃと誤ったことで、おわびして訂正をさせていただきます。すみませんでした。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 現在も不足状態の物資もあり、今後災害が発生すればなお不足するであろうと予測し、各家庭での備蓄が大切だと答弁を受けました。つまり、今後は今回のようなあっせんに至ることは考えにくいと受け止めました。確かに家族の生活場所も違い、その実態は一律ではありません。市民の日頃の備えこそ大切なことは十分理解できます。毎日の健康管理意識と同様に、誰もが危機意識を持って生活することがいかに重要であるか、現在の新型コロナ感染症は私たちに貴重なメッセージを発しています。

今回は、市の尽力によって確かな成果を得たことは評価してよいと思います。マスクの寄附を受けた4月22日以降、企業の社長の計らいで僅かな間にマスクが8,000箱余が準備されて、5月1日以後の4日間で販売は完了しました。職員の皆さんが販売に至るまでの約10日間の連携プレーで頑張っただき、そのおかげで短期間のうちに市民は購入することができました。大変御苦労さまでした。

販売初日までに自治会では、自治会長から配られた購入引換券を班長が各世帯に配布して回りました。販売は2つの業者によって行われ、市や自治会は販売までのお手伝いをしたと結論づけられます。自治会長宛ての文書には、4月中の文書配布に対しての謝礼の用意があることも記されております。販売を市があっせんした恩恵は、市民がマスクを得て安心できたことに尽きると言えます。

令和2年3月15日、国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制についての政令が施行されました。その中で、小売されたマスクの取得価格を超える価格での譲渡を禁止するなど、販売価格についての譲渡制限措置の導入を指導しています。これは、私たちが今いろいろ皆さんに行き渡っているような手作りマスクにも、この対象が含まれておりますので、今後ともこうした指導の対象になることも意識の中にあってやり取りをしていきたいと思っております。

私の質問を終わります。

○議長（辻 文男君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（辻 文男君） ただいま議題となっている議第37号から議第44号の8案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は6月23日午前10時から、民生教育常任委員会は6月24日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長に代わって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、明日から6月25日までの7日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から6月25日までの7日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（辻 文男君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月26日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午前11時40分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月18日

美濃市議会議長 辻 文 男

署 名 議 員 古 田 秀 文

署 名 議 員 岡 部 忠 敏

令和 2 年 6 月 26 日

令和 2 年第 3 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 6 月 26 日 (金曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 37 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 3 議第 38 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議第 39 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議第 40 号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例について
- 第 6 議第 41 号 美濃市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 42 号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 43 号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 44 号 市有財産の無償貸付について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 9 までの各事件

(追加日程)

議第 57 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	篠 田 博 史 君
教 育 次 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君

民生部参事	辻 幸子 君	参事兼 都市整備課長	島田 勝美 君
総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	村井 和仁 君	秘書課長	高橋 保雄 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤 村 浩	議会事務局次長	辻 美 鶴
議会事務局 議事調査係長	平 田 純 也		

開議の宣告

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して、間隔を広げて着席し、議場内の換気のため一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いします。

開議 午前10時00分

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

○議長（辻 文男君） 日程に先立ちまして、6番 永田知子君より、会議規則第64条の規定により、6月18日の一般質問の中での発言について、お手元に配付した発言取消申出書のとおり、発言を取り消したいとの申出がありました。

この件について、6番 永田知子君より発言の申出がありますので、これを許します。

6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言の許可を頂きましたので、発言の取消しのお願いをさせていただきます。

去る6月18日の一般質問の中で、誤解を招く発言がありましたので、お手元に配付した申出書のとおり、発言取消しの許可を頂きたくお願いを申し上げます。

今後は、発言に対し慎重に配慮してまいります。よろしく申し上げます。

○議長（辻 文男君） お諮りいたします。6番 永田知子君の申出のとおり、発言の取消しを許可いたしたいと思えます。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、6番 永田知子君からの発言の取消し申出を許可することに決定いたしました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 古田豊君、11番 太田照彦君の両君を指名いたします。

第2 議第37号から第9 議第44号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 日程第2、議第37号から日程第9、議第44号までの8案件を一括して議題といたします。

これら8案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 豊澤正信君。

○総務産業建設常任委員会委員長（豊澤正信君） おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月23日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に、議第37号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第44号 市有財産の無償貸付についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（辻 文男君） 次に、民生教育常任委員会委員長 永田知子君。

○民生教育常任委員会委員長（永田知子君） 続きまして、今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月24日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第37号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第38号 令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第39号 令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第40号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第41号 美濃市文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第42号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第43号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（辻 文男君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第37号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第37号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第38号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第38号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第39号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第39号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第40号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第40号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第41号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第41号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第42号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第42号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第43号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第43号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第44号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第44号は委員長報告のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第57号が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第57号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 議第57号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第57号について、総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第57号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の補正予算が成立し、これに早急に対応する必要がある事業につきまして追加補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ3番の議案集2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,154万円を追加し、補正後の予算の総額を133億5,997万9,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、4ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括、歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

3款 民生費は、1,932万3,000円を増額し31億2,538万7,000円とするものでございます。内訳は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている低所得のひとり親世帯へ給付金を支給するものでございます。財源は全て国庫支出金でございます。

次に、10款 教育費は、221万7,000円を増額し12億1,105万1,000円とするものでございます。内訳は、小学校・中学校におけるスクールサポートスタッフ配置事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務が増加している教員をサポートするスタッフの人件費等でございます。財源は、県支出金が186万5,000円、一般財源が35万2,000円でございます。

以上、今回の補正総額は2,154万円で、財源は、国・県支出金2,118万8,000円、一般財源35万2,000円で、一般財源は繰越金でございます。

5ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第57号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（辻 文男君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、本日10時25分までに事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時25分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第57号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（辻 文男君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、令和2年第3回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時27分

市長挨拶

○議長（辻 文男君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第3回美濃市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

1月末から始まりました新型コロナウイルス感染症の拡大並びに拡大防止におきまして、今まで国・県・市では各種感染防止策を実施してまいりました。予算につきましても、3月の専決、5月議会での議決、5月の専決、そして6月議会ということで、4度にわたりまして皆様方に御尽力、御支援いただきまして、市民の安全・安心対策に取り組んでまいりました。

先般、国では、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が解除をされたところでございますけれども、今なお国内では感染が続いているところであります。我々も、どこにいるか分からないという新しいコロナと生きるということで、新たな日常を生き抜く必要性

が出てきました。あわせて、新しい生活様式の提案もされております。感染症防止を図りながら、経済の立て直しも図っていかねばなりません。

そんな中で、国・県・市では各種の施策も用意をしてくれております。例えば、県内観光産業の再スタートとして、県においては、県内在住者を中心に県内の宿泊施設を利用いただくということで、「安心ステイ〜ほっと一息、ぎふの旅」宿泊キャンペーンというのがスタートしました。御承知のとおり、ネットでは2時間で販売が終了したとなりまして、大変大きな影響を与えているところであります。市におきましても、現在宿泊・宴会プランをスタートしておりまして、多くの方々に感染症防止を図りながら御利用いただきたいなあと考えております。

そんな中で、土・日に少し街の中を歩いてみますと、徐々にではありますが、観光客の方々も街を散策してみえます。まだまだコロナの前と比べますと、非常に少ないんでありますけれども、少しずつ活気が出てくるのかなあと、こんなふうな思いでございます。感染防止を図りながら、観光客の方々が安心して美濃市においでいただけますように、そして、一日も早く社会活動、経済活動が元に戻ることを念願しているところでございます。

また一方で、梅雨に入りまして出水期を迎えました。土砂災害、河川氾濫、洪水、こういったものにも備えていかねばなりません。また今年からは、通常の防災対策に加えまして、感染症も視野に入れた対策も取らねばなりません。非常に少ない人数の中で、どのようにして市民の安全・安心を守るのかということは、今、職員のほうも日夜検討を重ねております。

そんな中で、感染症につきましては、市民の皆様には分散避難ということも言われています。地域の近くの親戚あるいは近隣との付き合いの中で、安全な場所に避難いただくということも含め、自らの命は自ら守ると。あるいは、感染症のリスクを下げる行動に心がけていただきたいと思います。とはいいいながらも、市のほうでは、非接触型の体温計を用いての検温、健康状態の聞き取り、避難所内が密にならないよう適切な距離を取った避難スペースの確保、消毒液の設置、あるいは簡易型テントによる避難、こういったことを含めまして、今までとは異なる避難所の運営等について訓練を実施しております。安心をして、市の出す情報には耳を傾けて、命を守る行動に心がけていただければと思っております。

さて、今定例会におきましては、令和2年度美濃市一般会計補正予算をはじめ24件の議案及び追加議案につきまして、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり御議決を頂きました。誠にありがとうございました。適切な事務事業の執行に努めるとともに、会期中、議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては十分検討し、市政の進展に努めていきたいと思っております。とりわけ今回の議案の大きな中身としましては、コロナ対策でございますので、これをいち早く市民の皆様に行き渡るよう最大の努力をしたいというふうに思っております。

終わりに当たり、梅雨が明けますと本格的な暑い夏を迎えます。天気予報を見ていると、今年の夏は暑いというふうに言われております。また、体調を崩しやすい、熱中症のことも

あります。議員各位には健康に十分御留意をされ、市政進展のため、また従来 of 経済に戻りますように、皆様方にも御支援いただきますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 本定例会には、令和2年度一般会計補正予算をはじめ重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願い申し上げます。

なお、古田豊議員におかれましては、昨年度全国市議会議長会の評議員を務められ、去る5月27日付で、全国市議会議長会より感謝状が授与されております。この場をお借りして、皆様にお伝えをいたします。おめでとうございます。

本日は御苦勞さまでした。ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月26日

美濃市議会議長 辻 文 男

署 名 議 員 古 田 豊

署 名 議 員 太 田 照 彦

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第37号	令和2年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、所管部に関する事項	原案可決
議第44号	市有財産の無償貸付について	原案可決

令和2年6月23日

総務産業建設常任委員会委員長 豊澤正信

美濃市議会議長 辻文男様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第37号	令和2年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、所管部に関する事項	原案可決
議第38号	令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第39号	令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議第40号	美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例について	原案可決
議第41号	美濃市文化財保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第42号	美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決

議 第 4 3 号	美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
-----------	-------------------------	------

令和2年6月24日

民生教育常任委員会委員長 永 田 知 子

美濃市議会議長 辻 文 男 様